

以上であります。

○議長（春田 新一君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 私のほうから本日の一般質問の内容を、ある程度まとめてみますと、心配することは、優秀な業者が、複数、今回以降出てきて、この業者が、その現状の中で、もしも採択できなかった場合に、大きなことになることが予測されます。幾ら言うてもね。そのことを、今の段階でよく詰めてくださいませ。それは大事なことになりますよ。この場でいいように言うても、大きな投資をしながら、それで済むという世界はありませんし、後の方が、新しく、その採用された方が、それを受けなかった場合、揉めますね。一応、私のほうは、このことをしっかり現体制の中で再度、話し合ってください。紙切れの中での話で全て進まんこともあります。

以上で質問を終わります。

○議長（春田 新一君） これで大浦孝司君の質問は終わりました。

○議長（春田 新一君） 暫時休憩します。再開を11時15分からとします。

午前11時01分休憩

午前11時15分再開

○議長（春田 新一君） 再開します。

引き続き、市政一般質問を行います。11番、脇本啓喜君。

○議員（11番 脇本 啓喜君） おはようございます。11番議員、会派市民協働の脇本啓喜です。

今回の質問は、全体を通して、対馬市が財政支援団体に対して、適正な管理監督ができていないか、すなわち憲法にうたわれている公金支出要件である公の支配が全うされているかについて検証するものです。諸事情から通告の順序を全く逆にして、変更して質問いたします。今朝、議長のほうからも許可を得ております。

公益財団法人巖原愛育会の解散に係る諸手続について、当該団体は、令和6年3月31日をもって解散しています。この解散手続及び財産処理について。

(1) 行政が出資した団体が解散するに当たっては、原則、議会の承認が必要とされています。当該団体解散に当たっての一般的手続について質問します。

解散事態の議会への報告。令和6年第3回市議会定例会で、愛育会の令和5事業年度決算報告書の1ページ、事業報告書に、文章で、令和5年度末解散する旨報告が記載されています。また、議事録からも、同議会本会議で、当時の総務部長が口頭で説明していることが確認できます。

(2) 解散に伴う財務処理に必要な手続について質問します。解散に伴う出資による権利の財務処理に係る議会への報告。財政支援団体、援助団体は、出資に関する権利に計上されている財産の変更を行った場合、地方自治法第221条第3項決算書に、その理由と影響額を注記し、議会に報告する義務が課せられています。監査や議会への説明において、最も重視されるのは、なぜその変更が必要だったのか、正当性と、それによって財政状況がどう見え方が変わったのか、透明性の両立です。

1、監査。議会がチェックする際、3つの視点が必要とされています。

恣意性の排除。利益をよく見せるための意図的な変更ではないか、会計基準の改正や外部環境の劇的な変化など客観的な理由があるか。

継続性の原則。毎年のように基準を変えていないか。一度決めたルールを継続するのが原則であるため、変更には正当な理由が必要。

実質的な影響。その変更によって、税金投入、補助金の必要性や債務超過のリスクが隠されていないか。

令和7年第3回市議会定例会で、令和6年度対馬市一般会計決算報告書において、17款財産収入2項財産売払収入3目出資金返還収入300万円の愛育会出資金返還金と明記されており、今回御提供いただいた書類から、精算登記手続まで適正に完了済みと確認できました。

なお、少額ですが、剰余金も雑入としてきちり計上してあるとのことでした。

さらに、定款には、解散時に、対馬市の出資に対する権利の保全をすることにも備えて、残余財産の帰属として第38号も定められています。当たり前のことを当たり前にやることは、言うはやすし、行うは難しだと思います。見習うべき事務処理だと担当者に敬意を表します。惜しまらなくは、財産処分が正当な手続を踏んで完了したことを議会に明確な説明があれば、なおよかったなと感じています。

しかし、議会側が決算審査特別委員会では、例年、歳入は省略して歳出のみを説明するよう求めているので、報告の機会を議会が奪っているとも言えなくはありません。議会側にも問題はなかなというふうに反省をしています。今任期から議会改革特別委員会が設立されていますので、審議の進め方についても協議する必要があるかなと感じております。

したがって、この件については、答弁は割愛していただいても結構ですが、ただし、市長から補足が必要であったり、私の評価について何かコメントがあれば、市長の答弁を求めます。

次に、一般財団法人対馬地域商社に係る公の支配状況について。この質問項目については、市が当該団体の決算報告を議会へ行う際に、わざわざ市のフォームに転記して、複数年度誤記載が生じていること、そもそもなぜ転記する必要があったのか、上述の出資による権利について不透明な点が散見されることなどから、公の支配が大きく揺らいでいるとの観点から質問するつもり

でした。

しかし、質問自体を今回は取り下げ、第2回定例会以降に繰り越させていただきます。

取下げ理由は以下のとおりです。

(1) 通告書締切時点では発覚していなかった決算書の誤り年度が新たに発覚したこと。

①脇本が指摘した2か年度分の決算書数値の誤りのみしか発覚していない状況でしたが、今議会開会直前の議会運営委員会資料によると、さらに7か年度増えて合計9か年度にも及ぶ誤りがあったと報告がされております。

②上記の誤記載について、本会議では、正式な説明が、いまだになされていないこと。

(2) 今回の一般質問に当たって資料請求をし、それを精査する中で、質問趣旨の根本に関わる数値ミスが、昨日発見され、提供された資料の正確性が担保されているか不安になりました。質問するに当たって、資料の総点検が必要だと、そう判断しましたので今回は見送らせていただきます。

最後に、湯多里ランドつしまの指定管理契約締結を巡る違法性及び妥当性について。令和5年度より開始された湯多里ランドつしまの指定管理運営について、その行政手続の適法性及び執行の妥当性の観点から質問いたします。

本件については、これまでも委員会等で議論されてきましたが、昨年11月の財政援助団体等監査において、監査委員から、管理体制の適正性に疑義が残るという極めて異例の、かつ重い指摘がなされました。当局のこれまでの不透明な対応を整理し、市民への説明責任を果たしてまいります。

1番、選定プロセスにおける公平性と妥当性について。皆様は、参考資料に、観光推進部が作った一覧表をお渡ししていますので、それを御覧ください。

まず、株式会社クリルの選定経緯について伺います。令和4年9月の当初公募において、クリル社は、市内業者ではないという理由で募集要綱の対象外とされていました。

しかし、わずか2週間後の第2回選定委員会において、当局は、わざわざ市内事業所限定という原則を除外するよう要件を緩和しています。

そこで伺います。特定の1社が問合せをした直後に、その社が合致するようにルールを変更したことは、公募の公平性を著しく損なう後出しじゃんけんではないかというふうに言われても仕方がないのではないのでしょうか。

また、第4回選定委員会において、市内業者になってもらえば受託資格ありとする旨の発言があったとされていますが、これは特定の業者を当選させるための誘導に該当しないのか明確な答弁を求めます。

2、実質的な一括再委託の疑念と契約違反について。次に、運営の実態についてです。基本協

定、これも参考資料につけておりますので、皆さんはそちらを御覧ください。基本協定書第10条では、一括再委託の禁止が明記されています。しかし現在、現場では、株式会社クリルと株式会社SAKURAという2つの法人が混在する極めて複雑な運営体制となっています。

監査報告書によれば、指定管理料や利用料収入が、この2社の間でどのように流れ、支出されているのかが不透明であると指摘されています。

そこで当局に伺います。受託者である株式会社クリルから株式会社SAKURAへ、実質的に業務が丸投げされているのではないのでしょうか。監査委員会が、現在の体制が適正なのか疑義が残るとまで踏み込んだのは、この2社の関係性が、協定第10条が禁じる一括再委託に抵触している可能性を指摘したのではないのでしょうか。当局は、この疑義に対し、具体的な、どのような法的根拠をもって適正であるという答弁を続けてきたのでしょうか、論理的な回答を求めます。

3、行政のチェック機能と今後の是正措置について。最後に、今後の管理責任について伺います。監査結果では、自主事業の承認手続の不備や、収支報告の遅延、資金の流れの不透明さなど、多くの改善事項が並んでいます。すみません、このことについても参考資料をお渡ししていますので、そちらを御覧ください。

これは、所管課である観光推進部による指導監督が、実質的に機能していない調査ではないでしょうか。市長に伺います。監査委員から基本協定書の条文変更まで検討するよう提言を受けている現状は、現在の契約形態が実態にそぐわない、あるいは不適切であることを事実上認めるものです。今後、この複雑な2社体制を解消させるのか、それとも監査の指摘を無視して不透明な資金流用を許容し続けるのか、公の支配を堅持する観点から、具体的な是正スケジュールを明らかにしてください。

以上、再質問必要な場合は、自席から問わせていただきます。

○議長（春田 新一君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 脇本議員の質問にお答えいたします。質問が、通告と順序が、ちょっと前後しましたので、今の質問の順序でお答えしたいと思います。

初めに、公益財団法人巖原愛育会の解散に係る諸手続についてでございますが、公益財団法人の解散に伴う財務処理及び残余精算につきましては、まずは、当該法人の定款に基づき、評議員会において解散の決議が行われます。その後、解散登記の手続、残余財産の精算、書類の整理と保管の手順に従って実施いたします。

これらの諸手続につきましては、登記簿及び議事録等の資料により、法令に則り、適正に行われていることを確認しております。

次に、市が出資及び多額の補助金を出している団体と議会の関係性についてでございますが、

解散に伴い、その精算や財団の残余財産に関する処理について、市長が議会に報告・承認を求めする必要があります。これによりまして、令和5年9月定例会の市長行政報告の中で報告を行いまして、令和6年度当初予算に出資金返戻金として300万円を予算計上し、令和6年9月定例会におきまして、決算報告を実施しておりますので、事務としては適正に事務執行ができていますものと理解しているところでございます。

議員のほうから、このことについては、もう答弁はいいということでございますけれども、概略そのようなことでございます。

次に2点目の、一般財団法人対馬地域商社に係る公の支配の状況については、今回は取り下げるということでございますので、このことについては答弁を控えさせていただきます。

次、3点目の、株式会社クリルの指定管理に係る公の支配の状況についてでございますが、まず、湯多里ランドつしまの指定管理者の選定につきましては、指定管理者選定委員会におきまして適切な審査を行った結果、株式会社クリルを指定管理候補者として選定をしております。

その後、令和5年3月定例会におきまして、議会の御決定を賜り、同社を指定管理者として指定し、同年3月28日に湯多里ランドつしまの管理運営に関する基本協定書を締結しております。

この基本協定書には、指定管理施設の適正な管理状況を把握するため、第15条に業務の報告が定められております。これを踏まえ、指定管理施設及び指定管理者に対する財務運営や利用状況、決算状況のチェック体制についてお答えいたします。

まず、毎月の業務報告として、利用者数及び利用料金収入の実績は、翌月15日までに指定管理者から市へ書面で報告することとなっております。

報告は適切に履行されており、市といたしましても、利用者数及び利用料金の状況を把握しております。加えまして、施設運営の支払状況につきましても、適宜確認をしているところでございます。

次に、毎年度の業務報告につきましては、年度終了後30日以内に、利用状況や料金収入の実績、収支状況などを市に報告することとなっております。しかし、令和5年度及び令和6年度におきましては、報告の遅延が生じたところでございます。

続きまして、基本協定書第10条及び指定管理業務仕様書第8条に規定されております「再委託の禁止」についてでございます。

基本協定書第10条には、指定管理者は、指定管理業務を一括して第三者に再委託してはならないと定められております。その理由は、責任の所在を明確にし、基本協定書に基づく業務の適正な遂行や、施設の安全管理、利用者への対応を確実に履行するためであります。

これを踏まえまして、指定管理者であります株式会社クリルと、本市の現地法人として設立された株式会社SAKURAの関係性について改めて御説明いたします。

指定管理者であります株式会社クリルと株式会社SAKURAは、法人格としては別法人であります。出資関係や役員体制、運営体制の観点からは、株式会社SAKURAは株式会社クリルの指定管理運営において一体的に機能しているものと認識しております。

ただし、指定管理業務に係る協定上の責任主体は、あくまで株式会社クリルであり、業務全体の総括・意思決定・最終責任は株式会社クリルが担っております。

株式会社SAKURAは、現場従業員の雇用など実務を担う法人であり、指定管理業務全体を包括的に引き受けているものではございません。このため、市といたしましては、当初から株式会社SAKURAを第三者とは認識しておりませんでした。しかしながら、議会等からの御指摘もあり、このような業務体制につきまして、改めて市の顧問弁護士に見解を伺ったところ、株式会社クリルと株式会社SAKURAについては同一性があるとは法的には完全に言えない。一方で、同一性がないとも言い切れないとのことであり、精査の結果について、株式会社クリルと株式会社SAKURAが第三者であるか否かについては、弁護士の見解を踏まえ、微妙な判断であり、市としましては、湯多里ランドつしまの適正な指定管理者の在り方について、疑念が生じることがないように、この後、指定管理者との協議を重ねてまいりました。

その結果、現在、指定管理者であります株式会社クリルと同一法人となる株式会社クリル対馬支店を設置する手続を進めており、今年度内の完了を目指していると報告を受けているところです。

続きまして、令和7年11月10日に実施されました「公の施設の指定管理者監査」についてでございます。監査における主な指摘事項と、その後の改善状況について御説明いたします。

まず、指摘事項であります。1点目は、業務報告につきまして、協定書で定めた提出期限の遵守を徹底すること。2点目は、資金の流れをより明確にすること。3点目は、基本協定書第10条の「再委託の禁止」に関する規定について、疑念が生じないよう条文内容の見直しを検討すること。4点目は、営業時間の変更などにつきまして、事前協議により合意はされていたものの事務手続が適切に完了していなかった点でございます。

次に、指摘事項に対するその後の改善状況でございます。担当課では、業務報告の提出期限の遵守、資金管理の区分整理、原状変更に関する事務手続の徹底について、改めて指導を行っております。

また、公の施設の指定管理者の監査において指摘のありました、株式会社クリルと株式会社SAKURAの関係性については、先ほど御説明しましたとおり、株式会社クリル本体と同一法人となる支店の設置を進めることにより、疑念が生じることのない指定管理運営体制の整理を図っているところであります。

今後も指定管理者との協議を十分に行いながら、適正かつ円滑な指定管理施設の運営に努めて

まいる所存であります。

以上でございます。

○議長（春田 新一君） 11番、脇本啓喜君。

○議員（11番 脇本 啓喜君） まず、愛育会については、もう本当に、ほぼ完璧と言っていいぐらいの手續をしていらっしやいました。改めて敬意を表しますとともに、各部署でも、やっぱり解散ということについては、なかなかあるようなことではないので、初めての作業だったと思います。本当に、漏れることなく、きちっとされてあって、すばらしいなと思っています。他の部署も、いろいろ人員も削減されて大変なことだと思いますが、しっかりとした事務手續、そこから、やっぱり税金が1円たりとも無駄にしないという意識が、また生まれてくるかと思います。予算の編成にもつながってくると思います。しっかり取り組んでいただければなど御要望しておきます。

それから、2番目の点については、市長のほうからも割愛ということで削られました。これ、でも一貫して言いたいのが、公金の動きをしっかりと見ているかどうかということについてです。それは、一つ一つの事務手續の中で、それを落としちゃいけないのではないかということです。

先ほども申しあげました定款に、その出捐金、出資金というものは、そもそも戻ってこない。特に、出捐金というものは寄附の意味合いがあります。ただし、解散するとき等には戻ってくる可能性があるわけです。そこについても、外郭団体、支援団体のその定款もしっかりと確かめて、そういう場合には市に返ってくるんだという条項が入っているかどうか、そのあたりも確かめておく必要がある。対岸の火事ではなく他山の石として、それをやっていただきたいなというふうに思います。

それから、株式会社クリルのほうに、まず行きます。報告書は適切に報告されているという答弁の後、令和5年度、令和6年度は業務報告が遅れていたという答弁がありました。中身と、それと時期をきちっと出すということを合わせて、報告が適切になされているということになるのではないかと私は思っています。

それは、人、間違えることもあります。失念することもあります。ただ、失念を避けるために、あらかじめそういうことがないようにしておくことが大事じゃないでしょうか。

先ほども、提出期限の遵守について、監査報告で指摘を受けたということについて、改めて指導を徹底するという再発防止のような答弁がありました。具体的に、この報告遅延等をなくす対策、今、もうデジタル化されているわけです。何月、その事業年度が、それぞれの団体で違って来るかもしれません。だとしても、その事業年度、それぞれの支援団体が終わって、それから1か月内に報告しなければいけないのであれば、アラーム的に、その担当者のもとに、「もうそろそろこの団体、この法人の報告締切りが近づいてきますよ、もうちゃんと出ていますか」、

そのチェック項目に出すとか、そういったことで、相手側にも失敗をさせないために、こちらで準備しておくとか、そういう工夫が必要だと思うんですが、そのあたり、どういうふうに考えていらっしゃるか、担当部長でも結構です。

○議長（春田 新一君） 観光推進部長、平間博文君。

○観光推進部長（平間 博文君） 先ほど、市長が御説明したとおり、月次の報告につきましては、適正に報告があつておつたわけなんですけども、年次報告、これは年度が終わったら30日以内に報告するというところでございます。この分について、2か年遅延があつておりました。今回、財政援助団体の監査がございまして、その分の指摘事項にも挙がっております。

こういった部分、情報を共有しながら、また改めて、この年度協定につきましては、事前に今後、指定管理者のほうには30日以内ですよという部分を再確認しながら、事前にそういった連絡を取りながら報告を受けたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（春田 新一君） 11番、脇本啓喜君。

○議員（11番 脇本 啓喜君） 対馬市に限らず、いろんなところで不祥事が起こった際に、もうこれからこういうことがないように気をつけますということではなくて、やはり具体的な改善策を示していくことが大事だと思います。監査委員、今日お越しになられて、代表監査委員も来ていらっしゃいますが、令和6年度の監査の報告の中に、同じようなことを言っているんだがという言葉が出てきます。これは、やはり重く受け止めなければいけない。

決算審査特別委員会の市長の総括質疑のときにも、令和元年度から令和6年度まで、定期監査で指摘があつたことを一覧表にしてA4、2ページになっていたと思います。しかも、同じ内容の指摘というのが繰り返されています。人間、失念することもあります。ですから、なおさら、それが繰り返されないための準備というか、改善策を立てていくことが大事だと思います。

今、俵副市長もうなずいていただきました。しっかり、副市長、やはり市長もお忙しいでしょうから、そういった面についても、しっかりそれぞれの担当があるでしょうから、会計のほうにお尋ねしても、そういった書類についても、原課から出てきたものを取りまとめているということです。原課の資料、データ自体が間違っていると、対馬市全体の資料が間違つたことになってきます。今回の質問取り下げも、一つはそういった意味も込めて取り下げさせていただいています。その点、重く受け止めていただければというふうに思います。

副市長、せっかくうなずいていただきましたので、再発防止策について、しっかり取り組んでいくということがあれば、何か答弁いただけますか。俵副市長。

○議長（春田 新一君） 副市長、俵輝孝君。

○副市長（俵 輝孝君） 今、脇本議員が言われた、若干、報告が遅れたということで、ただ、

次年度からちゃんと出してくださいよという指導、そういったものだけでは、やはり言葉だけの指導では、また来年もというような感じになるので、何か、こちらのほうから、例えば、2月、3月ぐらいから、もう早くから提出を促すとか、何か改めた指導が要るのかなと思って、今、脇本議員の質問が、ああ、そうだなと思ってうなずいたんですけど。これから担当部署に、そういった提出期限、特に、この株式会社クリルについては、2年間というのがあるので、そのところは担当者のほうも分かっていると思いますので、期限内の提出、ほかの提出もそうすけども、そういったものを徹底して指導をしていきたいと思います。

以上です。

○議長（春田 新一君） 11番、脇本啓喜君。

○議員（11番 脇本 啓喜君） では、また株式会社クリルのほうに戻りますね。この一括再委託の禁止に当たるんじゃないのかという点について戻ります。

市としては、当初、株式会社SAKURAは実務だけを担っていて第三者と認識していなかったとの答弁でした。この対処策として、いろいろ検討した結果、株式会社クリル対馬支店という形で、今年度内に設立を目指しているという具体的なスケジュールも答弁していただきました。理解しました。

ただ、この株式会社SAKURAについては、経緯を見ますと、対馬市側から現地法人をつくってくれということで、そういうふうになったと読み込んでいるんですが、そのあたりについては間違いなかどうか、担当部長でも結構です。答弁ください。

○議長（春田 新一君） 副市長、俵輝孝君。

○副市長（俵 輝孝君） この指定管理委員会の際の委員長を、私が担当しております。その際、株式会社クリルについて、支店の話については、支店というか、（「現地法人ね」と呼ぶ者あり）うん。営業所、支店、会社の都合で名前はよく分かりませんが、支店的なものを対馬に置いてもらえますかという話は、こちらのほうからしております。ただ、事務の処理、連絡とかで、現地にそういう営業所的なものを置いてもらえますかという話はしております。

そのときに、そういったものは考えておりますということで、対馬にその法人が設置されるということで話を聞いております。こちらから言ったのは、間違いなくこちらのほうから話をしています。

以上です。

○議長（春田 新一君） 11番、脇本啓喜君。

○議員（11番 脇本 啓喜君） それに従って、法人を設立して、登記までさせてしまっているんですね。今回こういう形で、株式会社SAKURAは精算、解散という形になるんでしょうか。となると、その手続を踏ませた責任というのは、対馬市にはないでしょうか。

まず、もともと基本協定、この後に締結することになっておりますが、もともと準備していた基本協定、皆さんのところに配られていると思います。そこに、「再委託の禁止」ということが書いてあるにもかかわらず、市側から基本協定を破るようなことを持ちかけていると、結果的にですよ、ということについては、どういうふうに感じられますか。

○議長（春田 新一君） 副市長、俵輝孝君。

○副市長（俵 輝孝君） 当時の指定管理者を決定する段階では、やはり本土のほうで別の温泉施設を経営しておりまして、経営状態は、そんなに悪くない、対馬市のものも指定管理して大丈夫だろうという話になったときに、対馬市内に事業所的なものがないと、連絡調整とか、それがすぐ、事故とか故障とかよくあるので、その対応ができない。そういう場合に、やはり地元を支店的、営業所的なものを置いてもらえれば、事務的、管理的なものがスムーズにいくんじゃないかということで、こちらのほうから提案を、提案というか、そういう伺いを聞いたら支店的なものを置きますという話がありました。

ただ、別会社、別の法人という話は、そのときあってないので、市のほうとしては別の法人格に捉えられるような株式会社SAKURAの設置については、私のほうとしては認識はあまりありませんでした。

以上です。

○議長（春田 新一君） 11番、脇本啓喜君。

○議員（11番 脇本 啓喜君） しかし、結局そもそも、覚書とかそういうことは結んだわけですよ。しかも、これに人を雇うために、本来やったら4月1日までに雇わなければいけないところを、これ、株式会社SAKURAの設立を待って、そして雇っているじゃないですか。ちょっと今の答弁は、齟齬があるんじゃないんですか。実際、株式会社SAKURAの設立、登記が終わって始めているじゃないですか。それはちょっと、答弁、私、苦しい答弁じゃないかと思えます。

このような公の支配のことについては、今回に限らず、ずっと続けていきますので、今回、私もここでとどめておきます。

ただ、今、副市長の答弁の中で、株式会社クリルが本土で温泉施設を経営しているという実績も踏まえてということでしたが、これ私、これもちょっと記憶が違っていたらあれなんです、私の記憶では、温泉施設は経営はしていなくて、その管理をしているとは聞きましたけど、経営をしていたということは、私、今日初めて聞いたような気がします。このあたりについても、しっかり、管理と経営は違いますので、実際どうだったのか、議会での答弁ですので正確な答弁を、次回までに御準備いただければと思います。

それから、先に、監査のほうの最後のほうのそれに監査の指摘にどういうふうに対応したかと

ということについて話をしましたが、あと5分ですが、やはり指定管理を契約を締結した、その経緯にも問題があるんじゃないかな。やり方ですねというふうに捉えています。

1つは、まず、もともと市内の業者に限定していたのを、相手側に対馬市内に事務所なり会社を置くことができますか、置く用意があるという1社だけの話をする中で、それで2週間後には、その募集要綱自体を変えているということは、これ幾ら公告を出そうがどうしようが、もう指定管理というのは、島内業者だけなんだよねということが、皆さんそういうふうに思っていられるでしょう。島内の人でも、「ああ、こういう会社があるけん、やってもらったらいいがね、ああいう会社、私の息子が勤めておるところ、大きい会社やけん、指定管理するところがなかったらしてもらわれんやろうか。」そういうことも考えられます。このやり方では、優遇をしているんじゃないかと疑われる心配もあります。

この市内業者になってもらえば受託資格ありとしますよというこちらからの市からの投げかけ、これも少し誘導を行き過ぎたところはないでしょうか。そのあたりについて答弁をお願いします。

○議長（春田 新一君） 副市長、俵輝孝君。

○副市長（俵 輝孝君） この発言をしたのは第4回ですかね。株式会社クリルのプレゼンを受けてのときだったと記憶しております。事業内容を株式会社クリルからプレゼンをしていただいて、そのときに露天風呂とかという話はあったんですけども、そのときにそういう発言をしたのは間違いございません。

ただ、言うように、やはり島外業者ということで、例えば、指定管理をした場合はそういった対応ができますかという話の中で出たと思いますけど、それが内容が行き過ぎた発言かどうかというのは、今言われれば、ちょっと感じる場所もありますけども、その時点では、そういった認識は持っていませんでした。

○議長（春田 新一君） 11番、脇本啓喜君。

○議員（11番 脇本 啓喜君） 市としても何回も何回も、公募をしてもなかなか見つからないところで、ちょっと言葉難しい、語弊があるかもしれんですけど、渡りに船というような感じもなきにしもあらずだったんじゃないかな。私が市長であったとしても、ああ、やっとな手を挙げてくれた人が出てきたということで、そういう気持ちになるのも分からないのでもないなと思います。

ただ、そのような疑いが生じないような形を取っていくことが、行政機関として大事ではないかということで指摘させていただきます。

それと、私の通告の内容にも当てはまるので、先ほどの大浦議員の続きなんですが、原状回復するからいいんだ、このことについてもやろうとは思っていたんですが、ちょっと時間がないので次回以降に延ばしますが、前打ちということでさせていただきます。

大変失礼ですが、もしですよ、株式会社クリルが倒産、廃業するようなことになったら原状回復はできませんよね。原状回復させるからいいんだということで本当にいいのかどうなのか、これ原状回復できなければ、原状回復するためのお金はどこが出すんですか。対馬市が出すんじゃないんですか。居抜きにすればいいやという考えもあるかもしれません。それじゃ、最初から原状回復を基にして工事を許したということにも反するじゃないですか。やはり一つ一つ原状回復だからいいんだ。じゃあ、原状回復するための担保も何か取ると。対馬市の場合、そういった契約をしていますが、もうこれ以上は、ちょっとやめておきます。どうかと思いますが、取りあえず、そういった公金を使って、またやらないきゃいけないことが出てくるということを防止する、そのことについても十分配慮しながら、事務取扱いをやっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（春田 新一君） これで、脇本啓喜君の質問は終わりました。

○議長（春田 新一君） 昼食休憩とします。再開を1時15分からとします。

午後0時06分休憩

午後1時15分再開

○副議長（島居 真吾君） 再開します。

報告します。春田議長から早退の届出がっております。

午前に引き続き、市政一般質問を行います。13番、波田政和君。

○議員（13番 波田 政和君） 皆様、こんにちは。大変お疲れさまです。13番議員、波田政和でございます。

質問に入ります前に、このたびの衆議院議員総選挙や長崎県知事選挙において、歴史に残る戦いが繰り広げられ、次の時代へ大きく前進していくものと信じております。我が対馬にとりましても、国境離島新法延長をはじめとし、拡充が早期に実現できますことに期待しております。大変御苦労様でした。

また、このたびの質問は、先の議会の質疑答弁と重なると思いますが、角度を変えての質疑になりますので、執行部の考え方とは異なると思っておりますが、個々の捉え方、考え方がありますので、私の考えも聞いてみてください。よろしく願いいたします。

では、今回は大きく2点通告しております。

まず、先日、教育委員会より重点施策や努力目標の説明を受ける中で、主に教育行政についての質問であります。ここまでの審議の中で、教育委員会の対応に真をつく指摘がございましたので、今回の質疑は財政出動が膨大と予想されますことから、決裁権者であられる比田勝市